吉川沙織君(民進党の吉川沙織です。

課題についてお伺いをしてまいります。 今日は、総務大臣の所信から特に気になる政策

ま、もう二〇一七年まで来ています、二〇二〇年するということを掲げていますが、大臣、今のまに占める女性の割合を二〇二〇年までに三〇%と一方で、日本の政府は、目標として指導的地位

ハします。 はすぐそこですが、何か御感想ありましたらお願

ざいますから、今、国会で各党各会派で御議論を 働きや活躍に応じてしっかりとポストを取ってい に民主主義の根幹に関わる最も大切な部分でござ ることはございます。 ただくか、そんなことを考えながら取り組んでい て女性の方々に持てる能力を発揮していただくか いただいているところだろうと思っております。 ただく国会というものの権能にも関わることでご いますので、これは私たち行政をチェックしてい かということにもよりますけれども、これは本当 の問題になるのか、また各党の努力目標になるの うのは、これは民主主義の根幹に関わる選挙制度 に選んでいくか、どのように増やしていくかとい 私自身が今、総務省の中で、とにかくどうやっ 国務大臣 (高市早苗君) 国会議員をどのよう

したという言葉もいただいています。 したという言葉もいただいています。 まず一つは、テレワークの普及は全省庁の中で まず一つは、テレワークの普及は全省庁の中で まず一つは、テレワークの普及は全省庁の中で まず一つは、テレワークの普及は全省庁の中で

をだきます。 自分のできるところから一生懸命取り組ませていいまでして取り組んでおりますので、本当にまずいでありでででででではでいただがでがかりがあるところから一生懸命取り組ませていただいであったり、それから女また、女性の消防吏員であったり、それから女また、女性の消防吏員であったり、それから女

っていただいている取組を御答弁いただきました。 況ありますので、今のままですと政府が掲げてい でいいますと、統計を取っている百四十四か国中 ですが、そのジェンダーギャップ指数に見る格差 ても非常に低いというような状況ございますし、 日本は平成二十八年度版男女共同参画白書におい てみますと、例えば管理職に占める女性の割合は、 すし、多くの優秀な方いらっしゃることは存じて れから大臣が省庁の中でリーダーシップ取ってや 本題に入りたいと思います。 る目標には程遠いのかなということを申し上げて、 日本は百十一位にとどまっているというような状 最近の統計、これは指標を設けて出している指数 おりますが、ただ、これが一般の社会に目を転じ 総務省は確かに官房長も女性でいらっしゃいま 吉川沙織君 令 議会における女性の割合、そ

統計行政の話について伺っていきます。

報基盤でもあると言われています。 だからこそ、盤となる重要な情報である公的統計は、社会の情国民にとって合理的な意思決定を行うための基

しています。 かつ効率的に行われるよう整備されていると承知統計法では、社会に必要とされる公的統計が正確

計の整備に関する基本的な計画と言っています。本の統計法第四条によれば、国の行政機関の今後の五年間の取組を示すマスタープランを作成するの五年間の取組を示すマスタープランを作成するの五年間の取組を示すマスタープランを作成するのとを定めており、このマスタープランを作成するのとを定めており、このマスタープランを作成するのとを定めており、このマスタープランを公的統計の基本計画の本系の整備に関する基本的な計画と言っています。

のとする。」とあります。
のとする。」とあります。
のとする。」とあります。
のとする。」とあります。
のとする。」とあります。
のとする。」とあります。
のとする。」とあります。
のとする。」とあります。

政府参考人(横山均君) お答えします。

ます。
おおむね五年ごとに変更することとされており
も五年ごとには計画を変更することとされており
や現行基本計画の取組を踏まえまして、少なくと
の第四条では、統計をめぐる社会経済情勢の変化
が現行を表す。統計法

ところでございます。ところでございます。ところでございます。このため、諮問のとおり、現所省横断的な統計整備が強く求められているという状況であります。このため、諮問のとおり、現ら状況であります。このため、諮問のとおり、現の公的統計基本計画を一年前倒しで変更しまして、新たな統計整備方針を確立しようとしているという。

ます。よって、公的統計は、行政利用だけでなくます。よって、公的統計は、行政利用だけでなくな計をやっていくかというのが政府全体の中であって今回の見直しにも至っているものと承知をしって今回の見直しにも至っているものと承知をしって今回の見直しにも至っているものと承知をしかとなる事項を定めることにより、公的統計の体本となる事項を定めることにより、公的統計の体本となる事項を定めることにより、公的統計の体本となる事項を定めることにより、公的統計の体本となる事項を定めることにより、公的統計は、統計法第一向上に寄与することを目的とする。」とされていり、もって国民経済の健全な発展及び国民経済計算の作成基語のかつ効率的な整備及びその有限と対している。

れています。 社会全体で利用される情報基盤として位置付けら

務省に伺います。

務省に伺います。

の基幹統計は幾つありますか。その総数を総務省に伺います。

の基幹統計は幾つありますか。その総数を総務省に伺います。

の基幹統計は幾つありますか。その総数を総務省に伺います。

ろしいかと思います。

総数は現在五十六でございます。政府参考人(横山均君) お答えします。

ではいいでは、古川沙織君とでございました。もちろん、総務省で所管が、五十六統計ある基幹統計でが、五十六統計ある基幹統計がが、五十六統計ある基幹統計をが、五十六統計ある基幹統計をが、おりますがが、おりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがおりますがよりますがおりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりますがよりま

十二統計あります。 したがいまして、経済産業省所管の統計は合計で他府省が共管になっている統計が二統計あります。計は十統計ございます。そのほか、経済産業省と政府参考人(横山均君) 経済産業省単独の統

吉川沙織君 基幹統計の全省庁分合わせた数は

のが経済産業省が所管をしているという理解でよま幹統計の五十六のうち五分の一以上を占めるも二ということを伺いました。つまり、特に重要な二というのとを侵いました。つまり、特に重要な五十六、うち経済産業省単独が十で、共同所管の

す。

なります。 針を発表した直後のことでした。 政府が統計改革 計の不正が行われたということが発覚したことに 十一日には経済財政諮問会議が統計改革の基本方 布され、さらに、不正公表五日前の昨年十二月二 とまで一気に発表しました。 折しも昨年十一月十 不正が行われた統計調査については廃止をするこ 表しました。不正が行われたとする当該統計調査 二十六日、統計不正操作があったことを外部に公 い経済産業省ですが、残念なことに、昨年十二月 八日に国民経済計算の作成方法の変更が告示、 不正があったことを公表したと同時に、その当該 こちらは一般統計調査ですが、これについては、 | 生懸命やろうとしているときに、その足下で統 基幹統計総数に占める割合が総務省に次いで高 公

統計五十六のうち十二の基幹統計を持つ経済産業この観点に立って幾つか伺います。まず、基幹あらゆる方策を講じるべきではないかと思います。因を究明し、二度と同じことを繰り返さないよう因を完明し、二度と同じことを繰り返さないよう

政府参考人(土田浩史君) お答え申し上げま省に今回の統計不正事案の概要を伺います。

おりでございます。
おりでございます。その後の経過におきましては、先ほど委員から御指摘のあったと業から回答のあった数値に大きな乖離があること業から回答のあった数値に大きな乖離があること業から回答のあった数値に大きな乖離があることを確認したところでございます。その後の経過につきましては、先ほど委員から御指摘のあったとのきましては、先ほど委員から御指摘のあったとおりでございます。

で考えておるところでございます。 を力で再発防止策に取り組んでいきたいというふ信頼性を損なう重大な事案であると認識しており、 信頼性を損なう重大な事案であると認識しており、 経済産業省といたしましては、本事案は、本統

が、今審議官が答弁でおっしゃっていただいた不が、今審議官が答弁でおっしゃっていただけされて、誰もパンドラの箱を開けられが申し送りされて、誰もパンドラの箱を開けられが申し送りされて、誰もパンドラの箱を開けられが申し送りされて、誰もパンドラの箱を開けられが中し送りされて、誰もパンドラの箱を開けられが中し送りされて、誰もパンドラの箱を対していたが、信頼しまにはいる。

覚した経緯について伺います。 正の概要が発覚したのはなぜでしょうか。その発

す。 政府参考人 (土田浩史君) お答え申し上げま

のが契機になっているものでございます。な処理が行われる旨職員に対して指摘したという訪いたしまして、先ほど申し上げたような不適切訪いたしまして、先ほど申し上げたような不適切昨年の十一月十七日になりますが、この統計調

吉川沙織君 残念ながら、内部からの指摘でもなく、内部からの告発や申告でもなく、外部からの指摘、しかも、その統計の業務を請け負っている受託事業者からの指摘で、組織として自浄作用る受託事業者からの指摘で、組織として自浄作用れないという可能性が残念ながら大きくあります。 経済産業省は、昨年十二月二十六日にこの不正 の統計事案について公表し、その統計については の統計事業について公表し、その統計については 高産業省に通報したのはいつでしょうか。経済産業省に伺います。

す。 政府参考人 (土田浩史君) お答え申し上げま

者への聞き取り調査や関係書類の調査など事実関指摘を受けまして、その真偽を確かめるべく関係先ほど申し上げましたように、委託業務先から

たところでございます。ましては昨年十二月二十二日に初めて報告を行っ係の精査に時間を要したことから、総務省に対し

吉川沙織君 十二月二十六日は、もうもちろん 吉川沙織君 十二月二十六日は 八曜でした。十二月二十二日に総案について報告をされたということでございますが、これは時間帯はどのような時間帯に報告をさが、これは時間帯はどのような時間帯に報告をされたんでしょうか。

夕方ということでございます。 政府参考人 (土田浩史君) お答えいたします。

吉川沙織君 経済産業省は、十二月二十六日月曜日に不正があったことを公表し、その調査については廃止することを発表しました。総務省は統計行政つかさどりますが、そこに通告をしたのが十二月二十二日の夕刻であったとのことでございます。十二月二十二日は木曜日ですが、次の日は天皇誕生日でありますので祝日でございます。よって、前の営業日、発表する前の営業日のしかも夕方にやっとこの事案について報告をしたというとでございますが、総務省としてはこのタイミングでこういう話を聞かされていかがでしたでしょうか。

計に対する国民の信頼を大きく損なう行為として政府参考人 (横山均君) 統計行政又は公的統

大変遺憾に感じております。

思いで今お伺いをさせていただいています。ういう事案は二度と繰り返してはならないというをやっていたわけではありませんので、ただ、こ吉川沙織君(経産省、今いる担当者の人がこれ

と今年の二月にそれぞれ報告書を出しています。 と今年の二月にそれぞれ報告書を出しています。 書類について、「保存期間を満了した書類について、「保存期間を満了した書類についてはすでに廃棄済み」とされています。 最近何かまが、廃棄されている事案が多いような気がしますが、廃棄されているということで、「事実関係の確認を行うことができなかった。」とされています。と今年の一月と産省は聞き取り調査等を行って、今年の一月ます。

感想をお願いします。 感想をお願いします。 感想をお願いします。 の文書に関する事項については保存期 で廃棄しちゃっていいものなんでしょうか。御 年で廃棄しちゃっていいものなんでしょうか。 と思いますが、総務省として、この統計文書、五 と思いますが、総務省として、この統計文書、五

文書の管理に関する法律に基づきまして、その調政府参考人 (横山均君) (文書については、公

存期間を定めるべきであると、そのように感じて調査票を保有している行政機関において適切な保て付けになっております。したがいまして、その査票の重要性に鑑みて保存期間を決めるという立

おります

吉川沙織君 調査票の重要性に鑑みてというこ 吉川沙織君 調査票の重要性に鑑みてというこ 吉川沙織君 調査票の重要性に鑑みてというこ きに言えば、不正が行われていた当該部署におい では、先ほど審議官から答弁ありましたように、 一部のデータを改ざんを見えなくするために六年 でゼロにしていこう、逓減していこうと決めた ときは課長を含めた課内の議論の中で決定をして ときは課長を含めた課人の議論の中で決定をして の作成や保存も行われていません。

十七日の第百五回統計委員会の指摘を受けて、二十七日の第百五回統計委員会の指摘を受けて、二島における改ざんの認識までは確認できなかった。」と記載があります。さっぱり意味が分かりた。」と記載があります。さっぱり意味が分かりた。」と記載がありますが、この取扱いについて報告あると考えていますが、この取扱いについて報告あると考えていますが、この取扱いについて報告が、と記載していた証左でこれは、ある側面で不正を認識していた証左でこれは、ある側面で不正を認識していた証左で

ります。 月公表の再発防止策には文書保存徹底の記載があ

かがでしょうか。 すが、再発防止策の一環として、経済産業省、いこれ、行政文書の作成も徹底するべきと考えま

すが、作成も徹底してほしいというそういう思い 思いますが、今回の不正事案においては、もちろ でお伺いしたんですが、いかがでしょうか。 明らかになっています。 保存の徹底はもちろんで 書すら作成されていなかったということが一方で 掛けてデータをゼロにしようとするときに行政文 と統計委員会で指摘をされて、今回は書いてあり 存の徹底」のところを読み上げていただいたかと 徹底し、また調査結果の個票データ、電子媒体に ます。ただ、今回の不正事案は、当該部署で六年 ん、一月の再発防止策では文書保存の記載がない ついては永久保存を徹底することにしております。 ついては廃棄せず、国立公文書館に移管する等を して、保存期間終了後、企画立案に関する文書に 再発防止策の中で文書の徹底を記載しておりま 政府参考人(吉村忠幸君) お答えいたします。 吉川沙織君(これ、二月に公表された「文書保

ふうに思っております。 御指摘を踏まえてしっかりやっていきたいという政府参考人(吉村忠幸君) ただいまの議員の

吉川沙織君 是非、今後はこのようなことが起

こらないようにしていただきたいと思います。 こらないようにしていただきたいと思います。この統計法は全部改正されました。この国の根幹を作る上でも重要なデータとなります。この基幹を作る上でも重要なデータとなります。この国の根幹を作る上でも重要なデータとなります。この国の根幹を作る上でも重要なデータとなります。この国の根幹を作る上でも重要なデータとなります。この国の根幹をが全部改正された後あったのか否か、総務省にお付いたします。

市川沙織君 今、調査を担当する各府省自らが 下正を行ったという事例はないということでした が、実はこの統計法は第五十七条から第六十二条 が、実はこの統計法は第五十七条から第六十二条 が、実はこの統計法は第五十七条から第六十二条 が、実はこの統計法は第五十七条から第六十二条 が、実はこの統計法は第五十七条から第六十二条 が、実はこの統計法は第五十七条から第六十二条 がとうか、少し参考までに教えてください。

調査事務の一部を担った町におきまして、市制の平成二十二年の国勢調査の実施に当たりまして、政府参考人(横山均君)(お答えします。

は性格が異なるものと考えております。務省は一切関与しておらず、今回のような事案と案はございます。ただし、この事案については総施行を急ぐ余り回答の水増しを行われたという事

します。
します。
します。

一般統計調査、統計調査以外の方法に統計調査、一般統計調査、統計調査以外の方法に統計調査、一般統計調査、統計調査以外の方法に統計調査、一般統計調査、統計調査等一斉点検計法遵守に係る各府省所管の統計調査等一斉点検

三百七十二の調査になっています。 答がなされた統計調査数でありますが、合わせて政府参考人(横山均君) まず、一般点検で回

ありますが、こうした既に終了している一般統計調査が二百三十三調査であります。また、その一ざいます。それから、現在行われている一般統計でいます。それから、現在行われている一般統計が出土一調査でご

調査も八十八調査であります。

うことをお伺いいたしました。 二の統計の方で一斉点検の対象になっているといれぞれの数をお示しいただきましたが、三百七十五十一、一般統計二百三十三、それ以外というそ五十二、一般統計二百三十三、それ以外というそ

したか、ありませんでしたか。すが、期日までに提出できなかったものはありまこの報告期日は一月二十日となっていたようで

庁はございません。 政府参考人(横山均君) 回答できなかった省

りませんでしたか。 吉川沙織君 この調査の対象となった統計の中吉川沙織君 この調査の対象となった統計の中吉川沙織君 この調査の対象となった統計の中

政府参考人(横山均君) 何分数が多いので、はありましたか、ありませんでしたか。行われていたかもしれない疑わしき統計というの吉川沙織君 今の段階で、不正若しくは不正が

ますとございます。それについて今鋭意確認作業疑義が生じたものというのは、はっきり申し上げ政府参考人(横山均君) 何分数が多いので、

をしているところであります。

される、公表されるものでしょうか。 ちれる、公表されるものでしょうか。 時間を掛けて疑義がとの中と伺っておりますが、これは年度内に発表とめ中と伺っておりますが、これは年度内に発義がとめ中と伺っておりますが、これは年度内に発義がとめ中と伺っておりますが、これは年度内に発表がとめ中と伺っておりますが、これは年度内に発表がられる、公表されるものでしょうか。

政府参考人(横山均君) お答えします。

を目指したいと思いますので、どうか御容赦。ろでございまして、一応、心としてはそのぐらいすけど、担当者に聞くとかなり苦しいというとこできるだけ年度末という目標は立てているんで

古川沙織君 ちゃんとしたものを出して、別に吉川沙織君 ちゃんとしたものを出して、別に存ってがさいません。ただ、その通知の文書に年度末のかなと思っただけで、間違いのないように発表とめ中という紙いただきましたので、まあそうなとめでいません。ただ、その通知の文書に年度末年にでいません。

r。 点で調査しているのか、簡単に伺いたいと思いま この統計調査等一斉点検では何をどのような視

がないかどうかという点について各府省についてて、総務省が承認した事項について、それがそご政府参考人 (横山均君) 統計法に基づきまし

ているところでございます。 点検をしまして、今報告を受けて取りまとめをし

当該調査の廃止まで一気に発表しました。 その際 が小さいとか大きいとか、そういう視点では調査 視点では、そごがあるかどうかだけを調査された 不正があったからという理由ではなく、統計ニー 経産省の不正事案では、不正事案の公表と同時に をやっていないということでよろしいでしょうか。 ということですので、各府省において統計ニーズ に私は受け止めましたが、この統計ニーズという ズが小さくなったことを殊更に強調しているよう とやっているかどうかという視点だと思いますが、 れについて、そごがないかどうか、つまりちゃん かという観点で行っています。 しては、事前に承認した事項とそごがあるかどう 政府参考人(横山均君) 今回の調査につきま 吉川沙織君 各府省が所管する統計調査それぞ

でやっております。 ように使われているのかという確認を別のライン閣官房と連携をしまして、実際にこの統計がどのただ、別途、統計改革という場で、総務省が内

その五日後に不正の事案があったということです十一日に政府は統計改革の基本方針を発表して、すが、今お話ございましたように、昨年十二月二確認をしていただいているということでございま吉川沙織君(それぞれの視点で連携をしながら)

革は進めていかなければならないと思います。ませんが、不正は正す必要があり、他方で統計改から、ある意味出ばなをくじかれたのかも分かり

様々な側面もあると考えられます。
・・ックの仕組み、人員配置、確保、育成の側面等が計の不正操作が行われた背景には、承認後のチみ切れなかったなど否定的な文言が並びますが、み間の不正事案を受けて経産省が出した報告書

んではないでしょうか。 今回不正操作があった一般統計調査においては、 今回不正操作があった一般統計調査においでしょうか。 のではないでします。 つまり、一たび承認を受 の承認を受けなければならない。」とされ、事前 査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣 本語制となっています。 つまり、一たび承認を受 の承認を受けなければならない。」とされ、事前 を受けなければならない。」とされ、事前 を受いています。 つまり、一たび承認を受 の承認を受けなければならない。」とされ、事前 を受いています。 つまり、一たび承認を受 の承認を受けなければならない。」とされ、事前 を受いています。 つまり、一たび承認を受 の承認を受けなければならない。」とされ、事前 を受いています。 つまり、一たび承認を受 の承認を受けなければならない。」とされ、事前 をではないでしょうか。

たします。必要があると考えますが、大臣の見解をお伺いい必要があると考えますが、大臣の見解をお伺いいどこかでしっかりチェックする仕組みを創設するよって、総務大臣が承認を行った後、事後的に

ムを来年度から本格運用するなど、事業の実施やています。このため、統計改善のPDCAスキー回のような事案の発生を防ぎ切れなかったと思っ国務大臣(高市早苗君) 事前審査だけでは今

方策に取り組んでまいります。事後の状況を適切にチェックして改善につなげる

問題というのもあると思います。か検討していただいて、さらにもう一方で体制のいますが、他方で事後のチェックの仕組みを何とりを設ける法改正なども必要なのではないかと思言川沙織君 場合によってはその事後のチェッ

ましたでしょうか、できなかったでしょうか。と思いますが、一人の担当者が短期間に異動をのと思いますが、一人の担当者が短期間に異動をのと思いますが、一人の担当者が短期間に異動をのおいますが、一人の担当者が短期間に異動をのがありますが、経産省の不正操作においても、治療がある、経済がある。との前の一斉点検調査で、総務省、そこまではないも、おいるのがの一斉点検調査で、総務省、そこまではないも、というの前の一斉点検調査で、総務省、そこまではやりの前の一斉点検調査で、総務省、そこまではやりの前の一斉点検調査で、総務省、そこまではないますが、というでは、というのでしょうか、できなかったでしょうか。

省で毎年度把握をしまして公表しております。統計事務を分掌する係につきましては、別途総務毎年度、統計事務を主管する部局や課、それからのに、そこまでは対象にしておりません。ただ、政府参考人(横山均君) 今回の一斉点検調査

かったという記述があります。ですので、総務省、て、この意識が不足してリテラシーも十分ではな者が異動を頻繁に繰り返してしまっていた、よっ特に経産省の公表資料に、短期間でその統計担当吉川沙織君 しかしながら、経産省の方では、

重要であると思います。統計局における人員体制というのもやはりすごく当者もしっかり把握していただきたいと同時に、統計行政をつかさどる総務省において各府省の担

ざいました。 吉川沙織君 低減している、こういう答弁でご

に応援をしていただいていると思います。 国務大臣(高市早苗君) 吉川委員には、まさ

たときにも、私から、やはり統計というのはこの設置されております。 その最初の会議に行きまし実は、官房長官を長とする統計改革推進会議が

リソースの充実がいかに重要かということを申しりソースの充実がいかに重要かということを申しいから続計を本当に専門的に見れる優秀な人材を育てていかなきゃいけない、だから、量、質共に育てていかなきゃいけない、だから、量、質共にからがしていかなきゃいけない、だから、量、質共にからがらデータサイエンスを学ぶ応用編までの研修を整備しておりますし、統計を担う人材の裾野修を整備しておりますし、統計を担う人材の裾野修を整備しておりますし、統計を担う人材の裾野のでまいります。

に伺います。 計算の作成方法が変更されたことについて内閣府報が内閣府から発表されたところです。 国民経済者 門の出り織君 昨日三月八日、四半期別GDP速

国民経済計算については、統計法第六条に規定をしたということです。 国民経済計算については、統計法第六条に規定をしたということです。 国民経済計算については、統計法第六条に規定をしたということです。

法での数値を内閣府にお伺いいたします。ません。昨日三月八日分について、従来の計算方来の計算ではどのような数値になるか全く分かり来の計算ではどのような数値になるか全く分かり来の計算ではどのような数値になるか全く分かりません。昨日三月八日と昨日、大幅に変更された新基準年の後、大幅に基準、算定方法を変えた後、去

〇〇八SNAに対応したものでございます。 四半期別GDP速報につきましては、昨年十二 月公表の二〇一六年七 九月期二次速報以降、新 月公表の二〇一六年七 九月期二次速報以降、新 月公表の二〇一六年七 九月期二次速報以降、新 本でありまして、これは五年ごとに行う通常の がいておりまして、これは五年ごとに行う通常の がいておりまして、最新の国際基準である二 とに行う通常の がいておりまして、最新の国際基準である二 という通常の がいております。

に考えております。 に考えております。 に考えております。 この基準改定によりまして、この基準改定によりまして、 この基準改定によりまして、 この基準改定によりまして、 これまでGDPに

だけで結構です。いうことでよろしいですね。出せるか出せないかいうことでよろしいですね。出せるか出せないと言川沙織君(従来の計算の方法では出せないと)

公表することは極めて困難でございます。 政府参考人 (酒巻哲朗君) 従来の計算方法で

って、従来の計算方法と大幅に変えたもので並行 過渡期については、複数回若しくは複数年にわた が、今回のように大幅に計算式を変更した場合、 勢調査反映したものですから結構だと思うんです と思っています。 して出すということも検討に値するのではないか 吉川沙織君 - 五年ごとの基準改定はもちろん国

四)年に遡って二十年超の系列を再推計・公表」 成二十三年基準改定の内容」、「平成六 (一九九 成二十三年基準改定に向けて」の中で、「二、平 総合研究所国民経済計算部、「国民経済計算の平 かさ上げされたなんという報道にもつながります 米印で、「通常の基準改定時には、一般的に過去 と、名目GDPが一気に三十一・六兆円も増えた、 十年程度を遡及」との資料を示しています。 し、そもそも内閣府は昨年九月十五日、経済社会 ある一定のタイミングで突如切り替えてしまう

かがでしょうか。 数基準で公表することできると思うんですが、い ったということですし、何より経過措置として複 これらを勘案すれば、今回の改定の幅が大幅だ

適切であると考えております。 すけれども、現状の日本経済の姿を見るには、平 成二十三年基準の数字による統計を用いることが 政府参考人(酒巻哲朗君) 繰り返しになりま

それから、旧基準の数字を並行して公表すると

いうことは大変困難でございます。

ます。 ども行っておりますし、また統計委員会における その内容につきましては随時公開してきておりま 変更等につきましては統計専門家を交えた研究な 審議、了承を経て決定されたものでございまして、 して、丁寧な情報提供に努めてきたと考えており 今回の基準改定に当たりましては、推計方法の

基準で発表されたときに、併せて過去二十二年分 たと、こう思いますが、昨年十二月八日にその新 について新基準で算出をしています。 吉川沙織君 並行してできないという答弁だっ

基準による計算だと目標に一気に近づいたという ています。 政府は二〇二〇年頃までに名目GDP に、一気にです、三十一・六兆円もかさ上げされ 五年度の名目GDPは新基準による計算だと一気 を六百兆円に増やす目標を掲げているために、 ことになります。 例えば、先ほど申し上げましたとおり、二〇一 新

りがあったとして、内閣府は先月二月二十一日に かどうか伺います。 確報値に誤りがあったことを公表していますが、 これは基準改定による計算ミスの中で生じたもの なお、二〇一五年度の国民経済計算の確報に誤

部の数字に誤りがございまして、議員から御指摘 政府参考人 (酒巻哲朗君) 国民経済計算の一

> その内容は、基準改定に伴う推計の中で一部計算 方法に誤りがあったということでございます。 いただいたとおり、訂正値を公表しております。

明責任を果たす中でも公的統計の占める役割は非 握するという側面で、国や地方の行政データの基 常に大きいと思います。 礎です。 しかも、 行政の意思決定やプロセスや説 が、公的統計は、社会経済活動の変化を的確に把 実は外部の指摘でというふうに報道されています 吉川沙織君 残念ながら誤りがあった。 これも

視してまいりたいと思いますので、よろしくお願 いいたします。 れることのないよう、立法府の立場から今後も注 れることや不明確な基準で統計調査や報告が行わ でなければ意味を成しませんし、恣意的に操作さ ただ、その公的統計が正確な基準、 正確な統計

ありがとうございました。